

# ヤングケアラーについて

福祉部 福祉政策課

# ヤングケアラーとは

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども

※ 法律上の明確な定義はなし

引用：文京区地域福祉保健計画

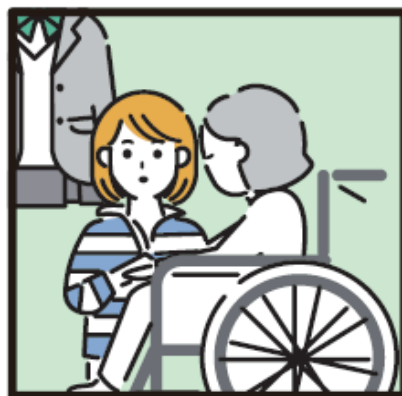
# ヤングケアラーが行っていることの例



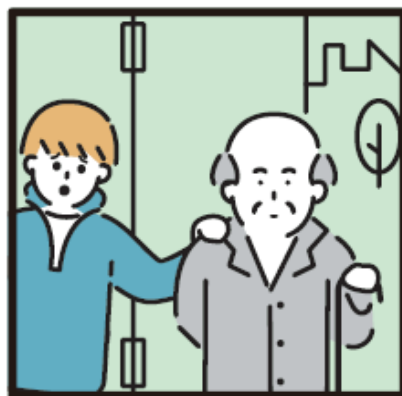
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



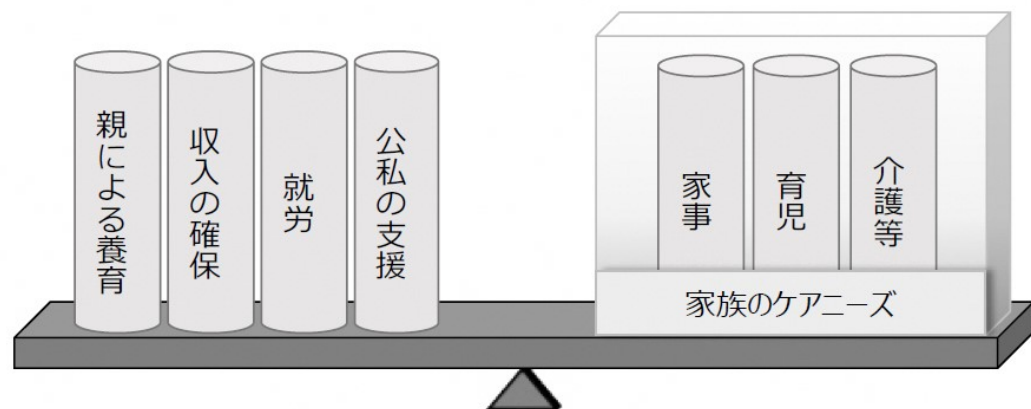
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



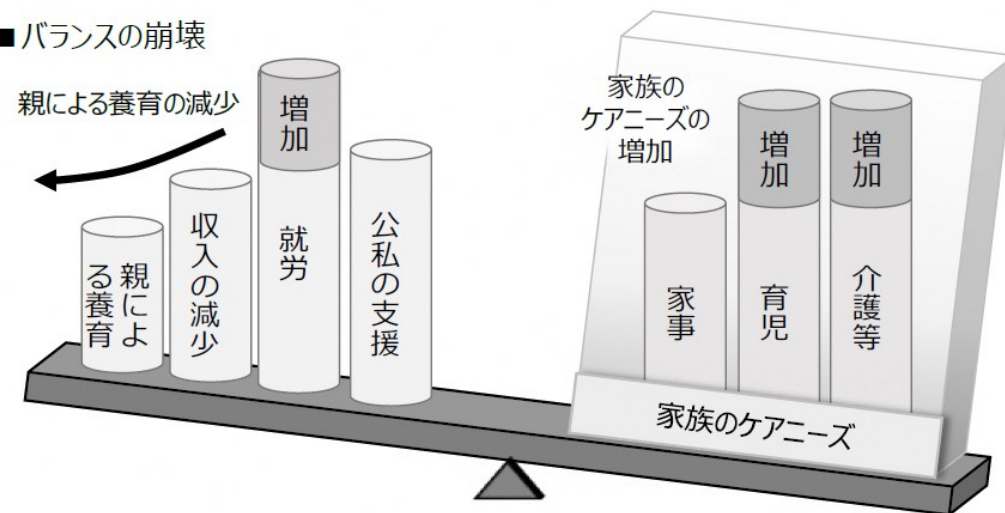
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

# なぜ、子どもがケアを担うのか

## ■ バランスの取れた生活

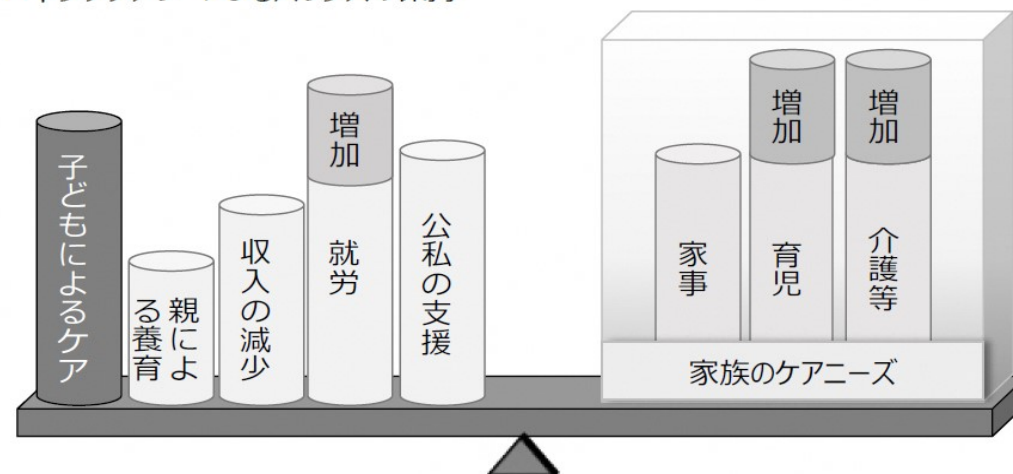


## ■ バランスの崩壊



バランスを保ち続けるために、子どもがケアを担い続けざるを得ない家族システムとなってしまう。

## ■ ヤングケアラーによるバランスの保持



# 子どもの権利とは

## 児童福祉法第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

## 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）



**生きる権利**

すべての子どもの命が守られること



**育つ権利**

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること



**守られる権利**

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



**参加する権利**

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

出典：公益財団法人日本ユニセフ協会

ヤングケアラーは、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある。

# なぜ、支援が必要か

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を日常的に負うことにより、

- 学校に行けない、睡眠不足で授業中に居眠りしてしまう
- 宿題などの勉強をする時間がとれない
- 部活動や習い事ができない
- 友達と遊んだりおしゃべりしたりする時間がない
- 自分の自由なことをする時間や場所がない
- 進学や就職を諦めてしまう

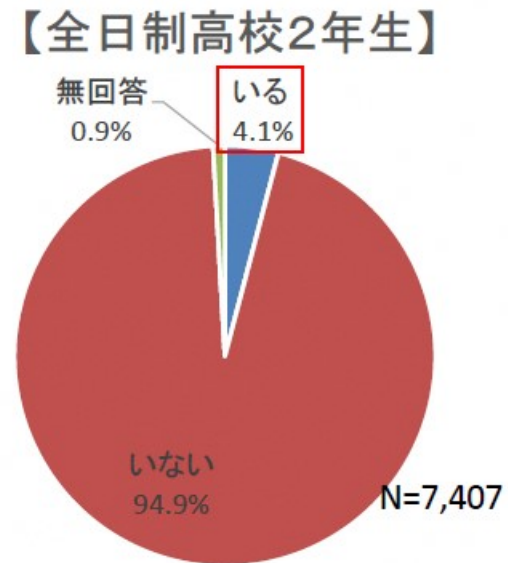
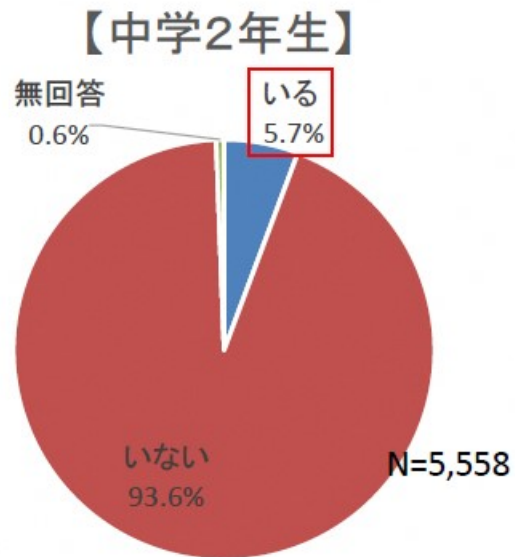
その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けない等、子どもの健やかな育ちや教育、将来に影響があると考えられる。

# ヤングケアラーの実態 1

厚生労働省において文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、ヤングケアラーの実態調査研究を実施。令和3年3月に結果がまとめられた。

## 《ヤングケアラーの割合》

中高生に対し、世話をしている家族の有無について質問。



「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和3年3月) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

左記の令和3年3月報告の  
中学2年生・高校2年生対象の全国調査では、  
中学生の17人に1人  
高校生の24人に1人  
がヤングケラーである。

令和4年4月報告の  
小学6年生・大学3年生対象の全国調査では、  
家族の世話をしている  
小学生6.5% 小学生の15人に1人  
大学生6.2% 大学生の16人に1人  
がヤングケアラーである。

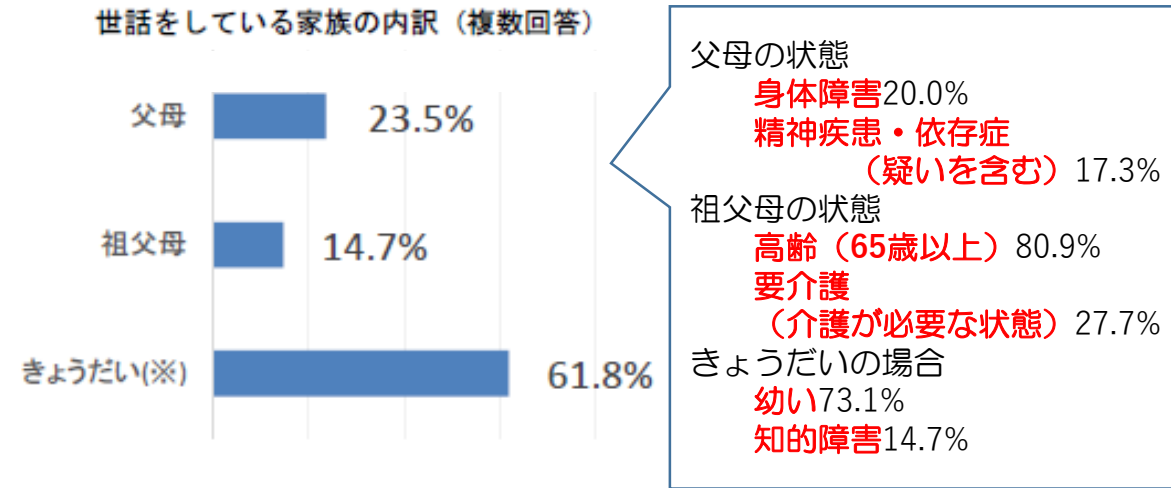
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(令和4年3月)  
株式会社日本総合研究所

しかし、文京区の各種実態調査では、ほとんどあがってこない現状がある。

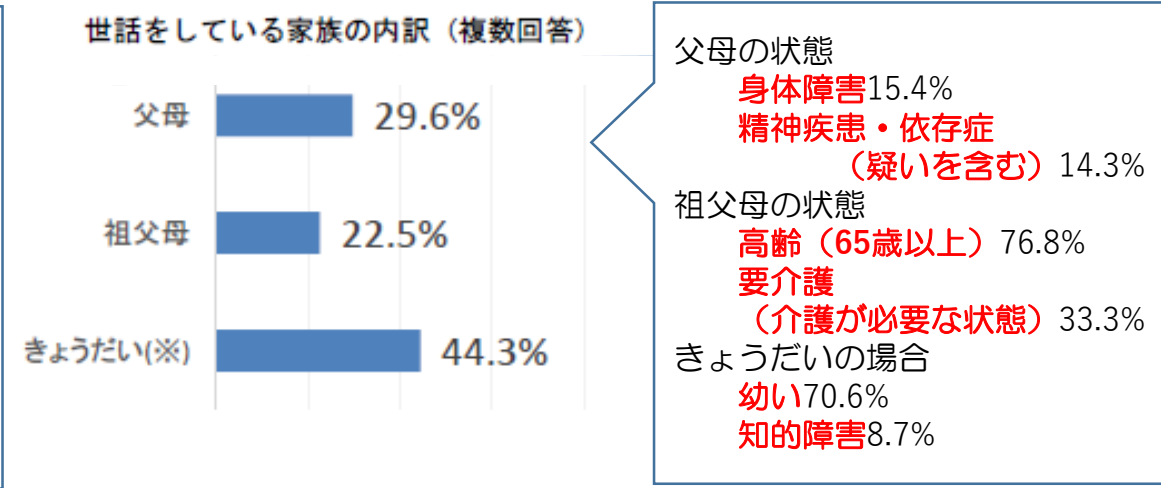
# ヤングケアラーの実態2

## 《ヤングケアラーが世話をしている家族》

### 【中学2年生】



### 【全日制高校2年生】



「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年3月） 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

世話を必要としている家族の状況は様々であり、多様な機関がヤングケアラーを把握する可能性がある。また、ヤングケアラーの家族を多様な機関へ支援につなぐ必要がある。

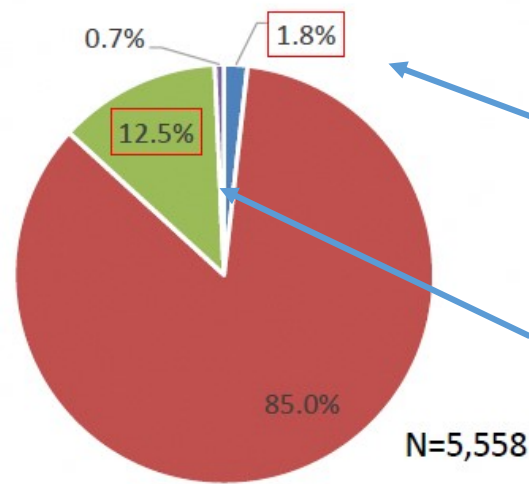


# ヤングケアラーの実態 3

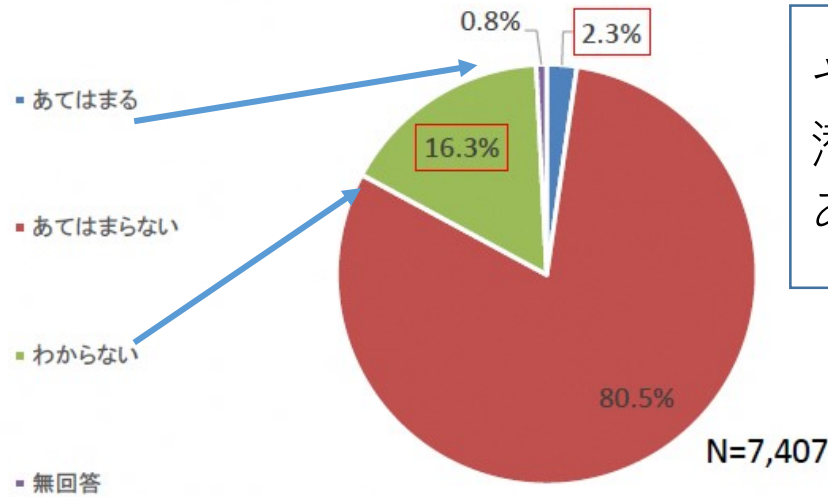
## 《ヤングケアラーの自己認識》

中高生に対し、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについて質問。

【中学2年生】



【全日制高校2年生】



ヤングケアラーであるという自覚がない潜在的なヤングケアラーがいる可能性がある。

図表-160 ヤングケアラーの自己認識×世話をしている頻度

		調査数	ほぼ毎日	3週に5日	1週に2日	数日1か月に	その他	無回答
ヤングケアラーかどうか	あてはまる	106	63.2	14.2	11.3	6.6	2.8	1.9
	あてはまらない	290	40.0	18.3	13.8	4.1	4.5	19.3
	わからない	238	47.9	17.6	13.0	7.6	2.5	11.3

図表-161 ヤングケアラーの自己認識×世話を費やす時間 (平日1日あたり)

調査数	3時間未満	3〜7時間未満	7時間以上	無回答
106	31.1	35.8	21.7	11.3
290	44.5	18.6	6.6	30.3
238	35.7	25.2	13.0	26.1

# ヤングケアラーの実態4

## 《世話の状況》

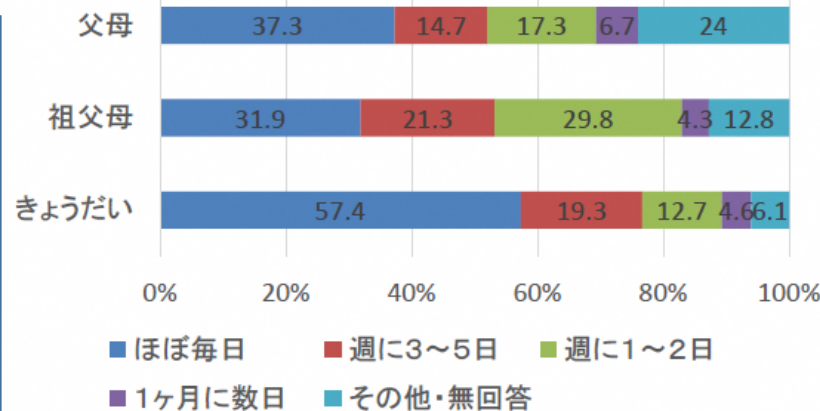
世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、

世話をしている家族ごとに頻度を質問。

【中学2年生】

(世話の頻度)

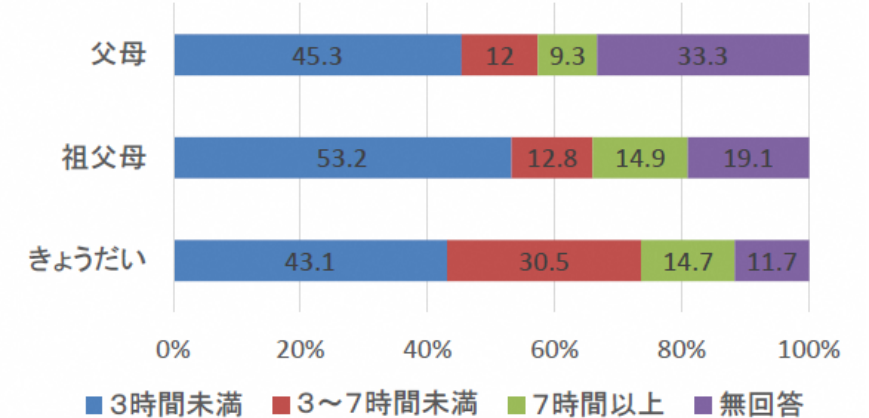
N=319



世話をしている家族ごとに平日1日あたりに世話に費やす時間について質問。

(世話に費やす時間)

N=319



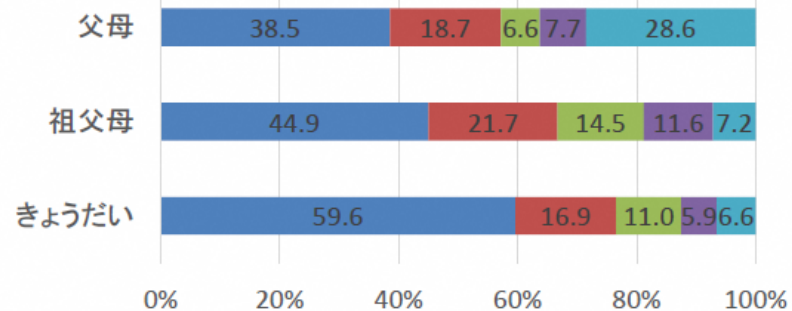
ほぼ毎日の頻度で父母やきょうだいの世話を担う中高生がいる。

平日1日あたり7時間以上を世話に費やしている中高生が約1割いる。

【全日制高校2年生】

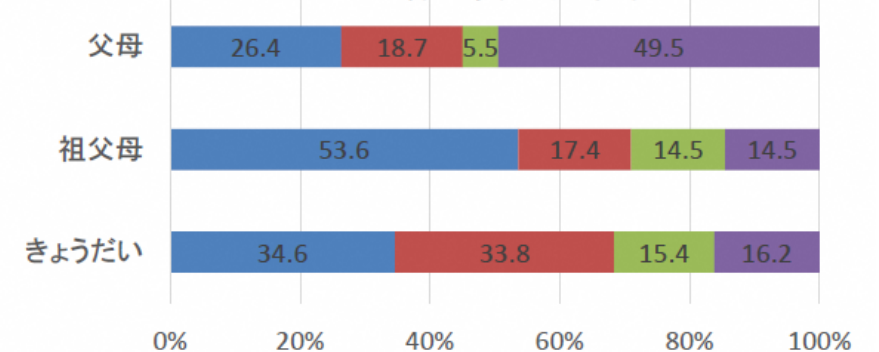
(世話の頻度)

N=307



(世話に費やす時間)

N=307

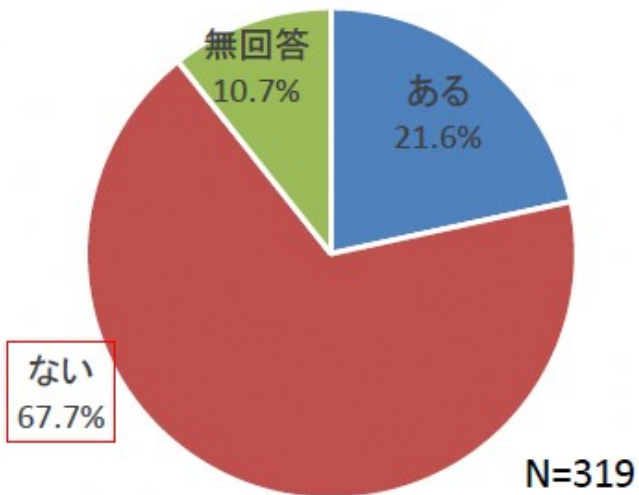


# ヤングケアラーの実態5

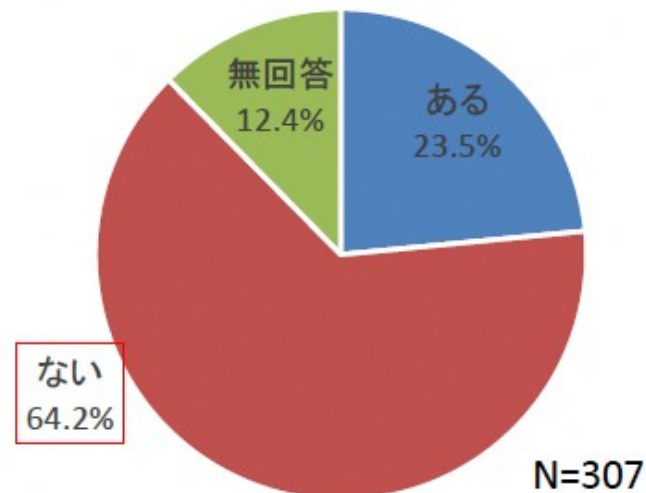
## 《相談》

世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話について相談した経験の有無について質問。

【中学2年生】



【全日制高校2年生】



「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年3月） 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

相談したことがない割合が半数以上を占めている。  
子どもからの相談しづらさや家庭内の問題は表面化しにくい現状がある。

# ヤングケアラー支援に向けて

自ら相談することが難しい子どもや、ヤングケアラーと認識していない潜在的なヤングケアラーを早期に把握し、支援につなげるため、接点のある福祉・介護・教育・子育て・地域の担い手等の関係者が発見し、連携してヤングケアラー及びその家族に関わる必要がある。